

『学校いじめ防止基本方針』

千葉県立特別支援学校市川大野高等学園

令和6年4月1日

千葉県立特別支援学校市川大野高等学園は、「いじめ防止対策推進法13条」を受けて、いじめ防止のための取り組むべき内容を以下のとおり定める。

1 基本理念

- ①生徒が安心して登校し、学習その他の活動に取り組むことができるようにする。
- ②いじめが生徒の心身に及ぼす影響を考え、未然に防ぐことを心がける。
- ③いじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ④いじめの防止と早期発見を心がけ、いじめを認識した場合は適切かつ迅速に組織で対処する。
- ⑤いじめ加害生徒の再犯防止や、いじめ被害生徒の生命及び心身を保護するため、必要に応じて他の機関等と連携をして、当該生徒のケアに全力を尽くす。

2 いじめの定義

いじめの定義 いじめとは、「生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。「いじめ防止対策推進法第二条第一項」抜粋

3 学校いじめ防止対策のための組織

- ① いじめ防止対策に迅速かつ柔軟に対応するため「いじめ防止対策委員会」を置く。
(常設委員会ではなく、事案発生時に設置する)
- ② 委員会の構成職員は以下のものとする。

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・生徒指導部長・養護教諭・学年主任・学級担任

※注1 必要に応じて参加する職員 学科主任、コース主任、副担任、各学年生徒指導担当

※注2 重大事案に際しては必要に応じて外部委員を招集する。

4 いじめの未然防止に向けての基本姿勢

- ① 道徳教育を中心とし、学校教育全体を通じて生徒のいじめの予防・防止に対する理解を深める。
- ② 教職員の不適切な発言や指導を防ぐため、生徒指導全体計画(生徒心得内規を含む)を配布する。
- ③ 生徒間、生徒と職員間、保護者と職員間の信頼関係を構築し、豊かな人間関係作りに努める。その際、過度の競争意識がいじめに影響する等配慮し、助長しないように留意する。
- ④ わかる授業の展開を中心に学校の教育活動全体を通して生徒に「自己存在感」を持たせ、「自己決定」できる場面を意図的に作り自己有用感を伸ばす教育を心がける。
- ⑤ あいさつ運動や委員会活動等の生徒の自発的な活動を支援する。部活動における「勝利至上主義」を助長しないように配慮する。

5 いじめの早期発見

生徒の言動に留意し、生徒一人一人の人間関係を細かく観察する

(昼休み、授業中、休憩時間等に生徒の人間関係等について目を配るようにする。)

- ① いじめを早期発見できるよう、状況を把握するためにいじめのアンケートを3回実施する。必要に応じて聞き取りや面談を行う。また、教育相談事前アンケートも実施する。その後担任と生徒で二者面談を実施する。(年間2回を予定) ※5月と12月に実施。
- ② 特別支援教育コーディネーター、養護教諭を中心に教育相談等について案内文書を配布したり掲示板で知らせたりして、いつでも相談できる「いじめ相談窓口」を設置する。
- ③ 欠席状況(長欠や遅刻等)を把握する。
- ④ 生徒自ら相談しやすい教員を選び相談できる機会を増やすためパーソナルチューター制度を特別支援教育コーディネーターを中心に計画・実施する。

6 いじめの相談・通報

- ① 特別支援教育コーディネーターが中心となって生徒からの申し出に対する教育相談を実施する。
- ② 学校職員に話づらい場合は外部の教育相談機関を紹介する。
- ③ 掲示板やいじめのアンケート等で啓発活動を行なう。
- ④ いじめを受けた生徒及び助けようとした生徒の立場に立ち、学校全体で当該生徒を守ることを優先する。

7 いじめを認知した場合の対応

①学校いじめ対策組織「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、その職員によって対応を協議する。

②加害生徒、被害生徒に対する適切な指導、保護者との連携の仕方について協議する

③いじめの犯罪性が高いと認められた時には所轄警察署と連携して対処する。

警察への通報発見者→担任→学年主任→生徒指導部長→教頭→校長→教頭が通報

④支援または指導をおこなうにあたっては、被害生徒の保護者と加害生徒の保護者との間で誤解が起ころぬよう情報共有するための方法や必要な措置を講ずる。

⑤聞き取りに関しては複数の職員が同時進行で生徒個別とする。被害生徒の話を傾聴する。聴取にあたっては当該生徒の人権が損なわれないように事前に時間や場所・方法等においては十分に検討と確認をする。また、加害生徒については先入観と予断を持って臨まないようにする。

※生徒指導部長と教頭が中心となり、以下の事項について時系列に沿って詳細な事実確認を行う。

- ・状況や訴えの概要
- ・日々を目撃情報等の収集
- ・保護者からの情報
- ・保健室の利用頻度や内容
- ・インターネット、スマホでのやり取り
- ・地域（通学路）での情報収集

8 いじめに対する対応の原則と指導

(対応の原則) ※「いじめ防止対策委員会」での検討事項

①事実関係の確認

②被害生徒のケア

③加害生徒の指導

④周囲の生徒のケア・指導

⑤保護者への説明

⑥再発防止策の検討

(指導)

- ①いじめ被害生徒のケアを特別支援教育コーディネーター中心に実施する。
- ②いじめ加害生徒の指導を生徒指導部が中心となって実施する。観衆としてはやし立てたり、面白がったりする生徒がいた場合についても同様とする。
- ③いじめ被害生徒・加害生徒ともに保護者との連携をとりながら慎重に指導を進める。
- ④特別指導規定を踏まえ、指導方法や対応の内容は具体的な例示等により生徒・保護者へ周知する。

9 重大事態の対処

- ①重大事態とは生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき等である。
(いじめ防止対策推進法第二十八条)
- ②発見者→担任→学年主任→生徒指導部長→教頭→校長→学校安全保健課の順で報告、連絡する。ただし、緊急を要する場合はその限りではない。※一報後、改めて文書で報告する。
- ③外部委員を招集しての「いじめ防止対策委員会」を開催。

10 公表、点検、評価

- ①学校いじめ防止基本方針はホームページに公開するとともに、生徒・保護者・関係機関等に説明する機会を設ける。
- ②必要に応じて、年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、これに基づいた対応をとる。
- ③必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- ④学校評価といじめアンケートの結果を分析して「いじめ防止」体制の改善に活用する。